

令和6年11月22日
 高齢施策担当部高齢者支援課
 高齢施策担当部介護保険課

指定介護予防支援等の一部委託および指定介護予防支援事業者の指定について

令和6年4月から、介護保険法の改正により、地域包括支援センターが実施している介護予防支援（要支援者の介護予防ケアプランの作成等）について、居宅介護支援事業者（ケアマネジメントの事業者）も区からの指定を受けて実施が可能となった。については、地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援等の一部委託の取り扱いおよび指定介護予防支援事業所の進捗状況の報告を行う。

1 地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援等の一部委託

(1) 基本的な取り扱い

平成27年度の制度改正により、総合事業が設けられたことに伴い、介護予防ケアマネジメントの基本的考え方を附属機関へお示し、指定居宅介護支援事業所に委託できるとしている。現在も、この考え方を踏襲し、運用している。

【ケアプラン作成の推移】※区外を除く

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		令和4年3月実績	令和5年3月実績	令和6年3月実績
介護予防支援	包括	1,166	1,246	1,481
	委託	1,316	1,263	1,360
介護予防ケアマネジメント	包括	1,557	1,125	1,085
	委託	1,144	1,616	1,599

(2) 包括的委託について

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントとなるかは、利用するサービスにより決定する。介護予防給付の利用がなく、総合事業のみ利用の場合、指定介護予防支援事業所から、地域包括支援センターに担当が変わる。利用者にとって必要となるサービスの適切な選択の支援を行う観点から、利用者は、指定居宅介護支援事業所および地域包括支援センターとの包括的な委託を可能とする。（別添資料2および別紙）

【サービス種別】

予防給付	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問入浴 等
総合事業	訪問型サービス、通所型サービス

2 指定介護予防支援事業者の指定

(1) 経過

令和6年8月20日 事業者説明会

9月13日 令和6年度第1回指定申請〆切（申請0件）

(2) 今後の予定

令和7年2月28日 令和7年度第1回指定申請〆切

※引き続き申請意欲のある居宅介護支援事業所と協議を進める